

議会基本条例特別委員会（第16回）要点録

- 1 日 時 平成23年6月10日(金)9:30～11:35
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、森岡聰子、
藤井義明（傍聴議員）
- 3 欠席委員 原田てつよ
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容
委員長…「就業等の報告義務」について。
事務局…関係の市に照会したところ、倫理条例に盛り込む項目を協議する中で「請負
の辞退」を入れるか否かで意見が割れているとのことでした。
C委員…聞くところでは、該当議員があり討議が行われたようだ。
委員長…前回、「請負の辞退」は自治法の範疇とし、条例に入れない意見が多かったが。
C委員…自治法にあるので、政治倫理条例には不要。
B委員…同じ。
A委員…同じ。
H委員…同じ。
E委員…同じ。
F委員…同じ。
D委員…長崎、府中ほど詳しくは要らないが、入れるべき。
I委員…逐条解説で説明すれば、条例には不要。
委員長…改正案とする。
(了承)
委員長…必要に迫られたときは追加することもできると考えるので、逐条で解説する
こととする。
「審査の請求」について。
C委員…「必要な連署」はハードルを低くする。有権者数の1,000分の1、約50人。
B委員…同じ。
A委員…100分の1がよい。
D委員…同じ。
H委員…同じ。
E委員…笠岡市議の当選ラインは1,000票なので、その10分の1の100人。
F委員…100人。
I委員…100人。高すぎてもよくない。低すぎてすぐ請求できていけない。
C委員…分かり易いという意見なら、100人でもよい。
D委員…ハードルは低くすべき。また、比率で示す方がよい。100人なら500分の1。
B委員…他市では連署の難易はまちまち。運用し易さ、乱用防止で決めるべき。

E委員…100人。

F委員…率では、人口により請求の難易に差が出る。「人数」で表現した方がよい。

A委員…市の基礎的な数字は人口なので、割合で示すのが合理的だ。

B委員…「100人」または「500分の1」の低い方という表現もできるのではないか。

委員長…「1,000分の1」、「500分の1」、「100分の1」、「100人」の意見が出ている。

個人的には、こだわる必要はないと思うがどうか。

A委員…要は「市民の権利」と「秩序の維持」をどう保つかであり、根拠を説明できればこだわりはない。分かり易いというなら100人でもよい。

D委員…100人でもよい。

C委員…100人でもよい。

委員長…100人以上とする。

(了承)

委員長…「審査会の設置」について。

事務局…前回の資料を御覧になった議長の御意見を受け、旧案では明らかに誹謗中傷の場合も直ちに審査会を組織しなければならないこととなるため、「別に定めるところにより却下する場合を除き、」と追加しました。

C委員…「別に定める」とは。

事務局…請求のハードルは低い市でも、倫理条例施行規程などにより、選挙人であること、自筆であることなどの確認を選挙管理委員会と連繫することとしており、それを指します。

委員長…代表者会議で了解を得ており、「別に定める」も、この委員会で協議したい。

B委員…請求が選挙権を有する者の自署によるものであれば、すべて審査会にかけるべき。誹謗中傷か否かを判断するのも審査会で行うべき。

A委員…同じ。

D委員…同じ。

H委員…同じ。

E委員…同じ。

F委員…同じ。

C委員…従うが、誹謗中傷が明らかな場合も審査会を開くのはいかなものか。

B委員…誹謗中傷であることを明らかにし、請求者にはっきり示すべき。

委員長…旧案とする。

(了承)

委員長…「審査会の設置」の2項「審査会の組織」について。

事務局…有識者が委員の資格を持つか、議決に加われるかを明確にするため、「議長が委嘱する委員」としました。

C委員…応募がない場合や人選の難しさから、市民は委員に入れるべきでない。

B委員…同じ。

A委員…市民を入れないと、内輪で都合の良い結論を出すように思われる。市民を入

れることで、透明性や信頼性が高まる。

D委員…議員に不信があつての請求であり、議員が結論を出すのはおかしい。比率で議員以外が多く占めるべき。選考は難しいが、団体の代表者など信頼できる市民を委員とすべき。

E委員…議員7人、市民1人、有識者として弁護士1人の計9名。

F委員…他市は議員のみで構成。公平公正のため、有識者1名を含む計8名の改正案がよい。また市民1名を選ぶのは困難。

I委員…会派の意見として、市民は入れず議員主体で議論して議員自身が正面から取り組むべき。市民はその議論を見ており、議会の資質が問われているとして正面から取り組むべき。

D委員…自浄作用は理想論。市民が見た上での請求だから有識者がせめて半数は要る。

A委員…公平公正・市民の目線でどうか重要。過半数とまでは言わないが、議員7名、有識者1名では、内輪で都合よい審査会に見え、賛成できない。

D委員…議員以外が過半数は要ると思うが、多数意見には従う。

B委員…市民は、前もって公募やあて職で選んでおいてはどうか。

委員長…審査会の有識者（必ずしも市民ではない）を何人にするか意見を。

A委員…市民多数がベターだが、増やせないなら、外部の比率を上げるため、議員の委員数を減らせないか。

委員長…折衷案として、議員6人、有識者2人はどうか。

C委員…ここの趣旨は、議員だけで決めないためなので、議員6、有識者2でよい。

B委員…偶数ならよい。議員6、有識者2でよい。

A委員…議員6、有識者2でよい。

H委員…同じ。

D委員…議員以外が過半数の意見は変わらない。

E委員…議員7人、市民1人、有識者として弁護士1人。

F委員…改正後の議員数22人の3分の1で議員7人、有識者1人。外部が1人いれば足かせとなるので、議員の思うようにはならず、審査の公平公正は保てる。

I委員…議員6人、有識者2人がよい。複数の有識者の意見を聞きたい。

A委員…市民が受ける感覚が大切。市民と有識者が多数を占めるのが理想ではあるが、市民と有識者5人、議員3人に先ほどの意見を修正する。

F委員…議員の見識を問う審査会。他市は有識者を入れていないが、本市はハードルをより高くしている。有識者を2人にする根拠は分からないが、議員6、有識者2で譲歩する。

A委員…ある学識者の「審査会は市民と有識者で構成すべき」との意見に、なるほどと思える部分があつたので述べている。議員6、有識者2で集約できるなら、譲歩する。

委員長…市民を入れるべきとの意見は、議長が有識者を委嘱するので、理解いただきたい。意見は様々あるが、議員6人、有識者2人とする。

(了承)

委員長…「審査会の会議について」。

D委員…「会長」と「委員長」二通りの表現がある。

事務局…都市計画審議会などでは「会長」となっています。

委員長…「会長」とする。

(了承)

委員長…「議会の措置」について。

事務局…自治法に懲罰の定めはありますが、議会運営そのものに関する懲罰で、私生活上の非行を問うものではありません。事実上の処分にも議決が必要であろうと考えられ、最も重い辞職勧告についても、決議が必要と思われます。

C委員…改正案は、違反した場合だけ公表するように読み取れる。

D委員…改正案でよい。違反でなかった場合も、10条4項により結果が公表されるので問題ない。

委員長…改正案とする。

(了解)

F委員…自治基本条例の議会に関係する部分はどうか。

委員長…最後に自治基本条例との整合性を協議した上で、執行部とも調整する。

次回(6月27日)は、6月議会最終日の経過報告案を協議いただき、次いでパブリックコメントに載せる「逐条解説」について協議する。